

2017年5月23日

各 位

会 社 名 富士通株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 達也  
(コード番号 6702 東証第1部)  
問い合わせ先 執行役員 広報 IR 室長 山守 勇  
電 話 番 号 03-6252-2175

### ソレキア株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」といいます。)はソレキア株式会社(コード番号:9867、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2017年3月17日から開始しておりますが、本公開買付けが5月22日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 富士通株式会社

所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

##### (2) 対象者の名称

ソレキア株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
735,236(株)	445,924(株)	—(株)

- ・応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者が2017年2月

10日に提出した第59期第3四半期報告書（以下「対象者第59期第3四半期報告書」といいます。）に記載された2016年12月31日現在の発行済株式数（1,016,961株）から、対象者第59期第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（149,049株）を控除した株式数（867,912株）に係る議決権数（8,679個）の3分の2に相当する数（5,786個）に100を乗じた数（578,600株）より、公開買付者が所有する対象者株式数（23,558株）及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数（109,118株）を控除した数（445,924株）であります。

- ・本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある最大数を記載しております。これは、対象者第59期第3四半期報告書に記載された2016年12月31日現在の発行済株式数（1,016,961株）から対象者第59期第3四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（149,049株）、公開買付者が所有する対象者株式数（23,558株）及び非応募株主が所有する対象者株式の合計数（109,118株）を控除した株式数（735,236株）です。
- ・単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- ・本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### （5）買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2017年3月17日（金曜日）から2017年5月22日（月曜日）まで（43営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### （6）買付け等の価格

普通株式1株につき、5,000円

## 2. 買付け等の結果

### （1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（445,924株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（357,765株）が買付予定数の下限（445,924株）に満たなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後の公開買付け条件等の変更の公告及び公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

### （2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2017年5月23日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果

を報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	357,765 株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	357,765 株	一株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	235 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.77%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,070 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.63%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	235 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.77%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	8,474 個	

- ・「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき各特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数（1,070 個）を記載しております。
- ・買付け等前における特別関係者は、本公開買付けが成立した場合に、対象者株式にかかる議決権行使の合意をしていることから特別関係者に該当していましたが、本公開買付けが不成立となったことにより、特別関係者に該当しないこととなっております。
- ・「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 59 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。
- ・「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者、銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

② 決済の開始日

該当事項はありません。

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、2017年5月24日（水曜日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

富士通株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

該当事項はありません。

以 上